

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

令和3年度第2回会議次第

- 1 開 会
- 2 個人情報取扱業務等の登録について（諮問）
- 3 個人情報取扱業務等の登録について（報告）
- 4 特定個人情報保護評価について（報告）
- 5 その他
- 6 閉 会

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

会長 大森康正様

上越市長 村山秀幸

上越市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

上越市個人情報保護条例の規定に基づき、下記の業務の登録について諮問します。

記

1 移住定住対策に関する業務

- (1) 移住定住対策業務（企画政策課、自治・地域振興課、農政課、産業政策課、産業立地課、建築住宅課）【業務登録変更】
- (2) 企業訪問記録作成業務（産業立地課）【目的外利用登録】
- (3) 若者等の活躍と将来のUターン促進の取組に関する業務（企画政策課）【目的外利用登録変更】
- (4) 上越市就労促進家賃補助金業務（産業政策課）【目的外利用登録変更】
- (5) 新規就農支援特別対策事業（農政課）【目的外利用登録変更】
- (6) 空き家等対策業務（建築住宅課）【目的外利用登録変更】
- (7) 移住定住対策業務（企画政策課、自治・地域振興課、農政課、産業政策課、産業立地課、建築住宅課）【目的外利用登録】
- (8) 移住定住対策業務（企画政策課、自治・地域振興課、農政課、産業政策課、産業立地課、建築住宅課）【目的外利用登録】
- (9) 移住定住対策業務（企画政策課、自治・地域振興課、農政課、産業政策課、産業立地課、建築住宅課）【目的外利用登録】
- (10) 移住定住対策業務（企画政策課、自治・地域振興課、農政課、産業政策課、産業立地課、建築住宅課）【目的外利用登録】
- (11) 移住定住対策業務（企画政策課、自治・地域振興課、農政課、産業政策課、産業立地課、建築住宅課）【目的外利用登録】

- (12) 移住定住対策業務（企画政策課、自治・地域振興課、農政課、産業政策課、産業立地課、建築住宅課）【外部提供登録変更】

- 2 納税者管理業務（収納課）【目的外利用登録】

- 3 介護保険業務（高齢者支援課）【目的外利用登録変更】

- 4 訪問理・美容サービス事業に関する業務
 - (1) 訪問理・美容サービス事業（高齢者支援課）【業務登録変更】
 - (2) 身体障害者手帳業務（福祉課）【目的外利用登録】
 - (3) 精神障害者保健福祉手帳業務（福祉課）【目的外利用登録】
 - (4) 療育手帳業務（福祉課）【目的外利用登録】

- 5 まちなか居住推進事業「まちなか不動産コーディネート」に関する業務
 - (1) まちなか居住推進事業「まちなか不動産コーディネート」（都市整備課、企画政策課、産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室、建築住宅課）【業務登録】
 - (2) 移住定住対策業務（企画政策課、自治・地域振興課、農政課、産業政策課、産業立地課、建築住宅課）【目的外利用登録】
 - (3) まちなか居住推進事業「まちなか不動産コーディネート」（都市整備課、企画政策課、産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室、建築住宅課）【目的外利用登録】
 - (4) まちなか居住推進事業「まちなか不動産コーディネート」（都市整備課、企画政策課、産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室、建築住宅課）【目的外利用登録】
 - (5) まちなか居住推進事業「まちなか不動産コーディネート」（都市整備課、企画政策課、産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室、建築住宅課）【外部提供登録】
 - (6) まちなか居住推進事業「まちなか不動産コーディネート」（都市整備課、企画政策課、産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室、建築住宅課）【外部提供登録】
 - (7) まちなか居住推進事業「まちなか不動産コーディネート」（都市整備課、企画政策課、産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室、建築住宅課）【外部提供登録】
 - (8) まちなか居住推進事業「まちなか不動産コーディネート」（都市整備課、企画政策課、産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室、建築住宅課）【外部提供登録】

6 上越市市民交流施設高田城址公園オーレンプラザイベントサポーターに関する業務

- (1) 上越市市民交流施設高田城址公園オーレンプラザイベントサポーター事業（高田城址公園オーレンプラザ）【業務登録】
- (2) 上越市市民交流施設高田城址公園オーレンプラザイベントサポーター事業（高田城址公園オーレンプラザ）【外部提供登録】

個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課 名 企画政策課、自治・地域振興課、農政課、産業政策課、産業立地課、建築住宅課

業務の名称	移住定住対策業務
収集の目的	本市の情報発信、移住希望者の相談対応及び体験受入れ、支援制度検討を行うに当たり、相談者、移住実践者、空き家、受入れ側の団体や市民に移住に関する調査を実施し、収集した情報を分析することで効果的に事業を実施するため (根拠法令：)
収集する個人情報項目	氏名、性別、居住区域、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、容姿、印影、続柄、人的関係、後見情報、学校名、学歴、職種、職歴、勤務先、勤務状況、資格、理由又は目的、感想、意見、相談内容、収入情報、金融機関情報、土地情報、建物情報、法的権利、施工情報、財産価額、賦課情報、滞納情報、生活習慣、家族構成、生活状況、趣味、活動内容、就職試験の受験状況、交通機関の利用状況
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：) <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input checked="" type="checkbox"/> 出版、報道等（インターネット、電話帳) <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（町内会長、移住サポート団体、不動産団体、商工団体、企画政策課、自治・地域振興課、農政課、産業政策課、産業立地課、建築住宅課）
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input type="checkbox"/> その他 ()
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他 ()

【移住定住対策業務の業務登録変更等について】

移住定住対策業務について関係する各課が連携して実施するため、新たに産業立地課を情報を共有する対象課として追加することとし、業務登録、目的外利用登録及び外部提供登録を変更する。併せて、移住定住対策業務として収集した情報を連携する各課の業務に提供する目的外利用登録の諮問を受けていなかったため、今回登録するもの

移住定住対策業務の変更について

1 業務の名称 移住定住対策業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
課名	企画政策課、自治・地域振興課、農政課、産業政策課_____、建築住宅課	企画政策課、自治・地域振興課、農政課、産業政策課、 <u>産業立地課</u> 、建築住宅課
収集する個人情報項目	氏名、性別、居住区域、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、容姿、印影、続柄、人的関係、後見情報、学校名、学歴_____、職歴、勤務先、勤務状況、資格、理由又は目的、感想、意見、相談内容、収入情報、金融機関情報、土地情報、建物情報、法的権利、施工情報、財産価額、賦課情報、滞納情報、生活習慣、家族構成、生活状況、趣味、活動内容、就職試験の受験状況、交通機関の利用状況	氏名、性別、居住区域、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、容姿、印影、続柄、人的関係、後見情報、学校名、学歴、 <u>職種</u> 、職歴、勤務先、勤務状況、資格、理由又は目的、感想、意見、相談内容、収入情報、金融機関情報、土地情報、建物情報、法的権利、施工情報、財産価額、賦課情報、滞納情報、生活習慣、家族構成、生活状況、趣味、活動内容、就職試験の受験状況、交通機関の利用状況
収集方法(その他)	町内会長、移住サポート団体、不動産団体、商工団体、企画政策課、自治・地域振興課、農政課、産業政策課_____、建築住宅課	町内会長、移住サポート団体、不動産団体、商工団体、企画政策課、自治・地域振興課、農政課、 <u>産業政策課</u> 、 <u>産業立地課</u> 、建築住宅課

3 変更理由

当市への移住を促進し定住へとつなげるよう、相談対応や支援制度の紹介等について、関係する課が連携して取り組む必要があり、サテライトオフィス等の開設支援に取り組む産業立地課を追加することにより、サテライトオフィス等の開設者や雇用者の移住定住を関係課が連携してサポートするため

4 変更期日

令和3年9月27日

5 業務の概要

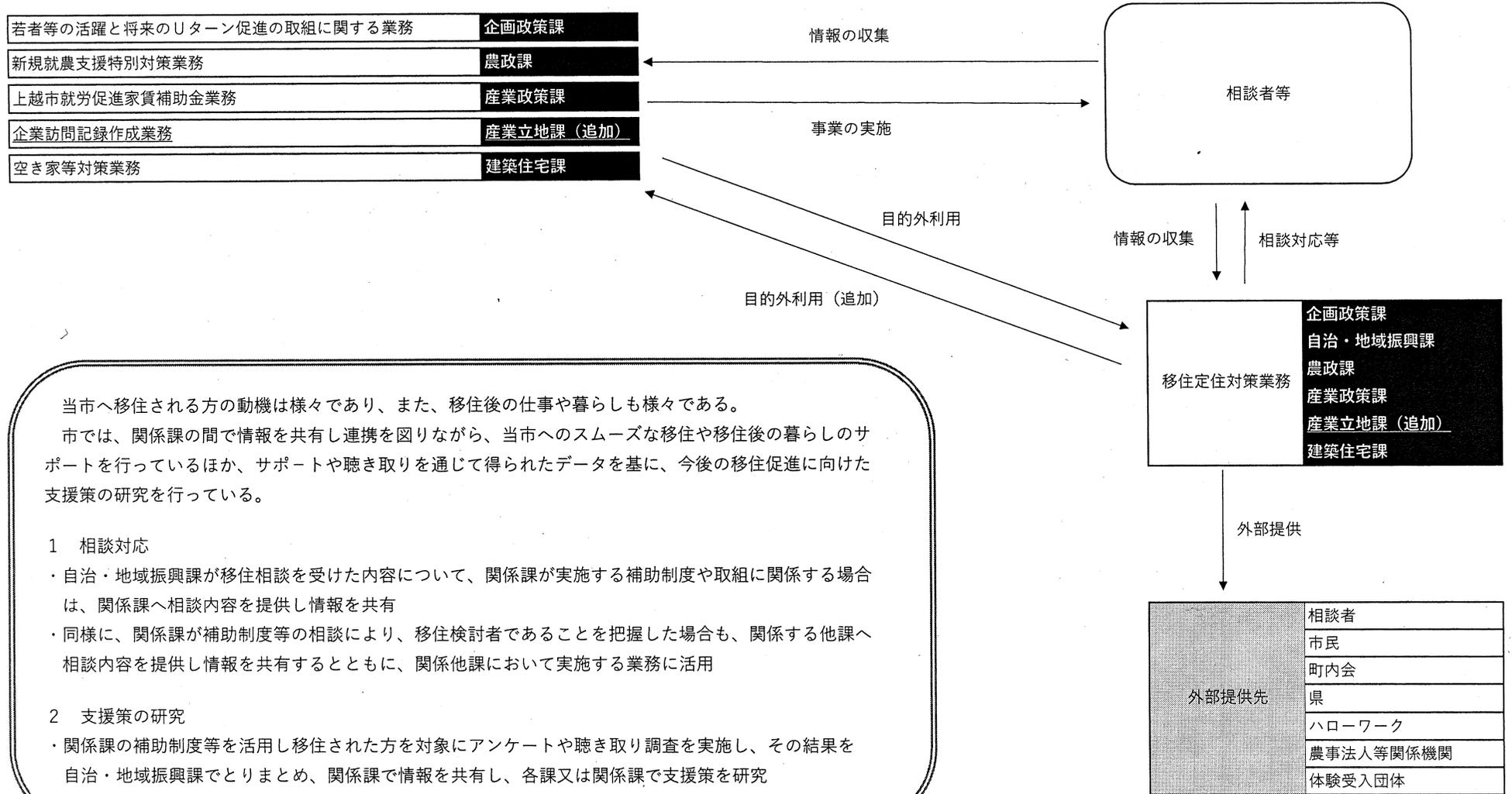
(1) 実施目的

移住定住対策業務の実施にあたり、当市の情報発信、移住希望者の相談対応及び体験受入れ、支援制度検討について、相談者、移住実践者、空き家、受入れ側の団体や市民の情報を関係課が共有し、効果的に事業を実施する。

(2) 業務内容

移住を検討している人への情報発信や相談対応、移住体験ツアーなど、関係人口の増加と移住の促進に向けた施策を実施する。

移住定住の支援に関する情報共有・連携の概要



当市へ移住される方の動機は様々であり、また、移住後の仕事や暮らしも様々である。

市では、関係課の間で情報を共有し連携を図りながら、当市へのスムーズな移住や移住後の暮らしのサポートを行っているほか、サポートや聴き取りを通じて得られたデータを基に、今後の移住促進に向けた支援策の研究を行っている。

1 相談対応

- ・自治・地域振興課が移住相談を受けた内容について、関係課が実施する補助制度や取組に関係する場合は、関係課へ相談内容を提供し情報を共有
- ・同様に、関係課が補助制度等の相談により、移住検討者であることを把握した場合も、関係する他課へ相談内容を提供し情報を共有するとともに、関係他課において実施する業務に活用

2 支援策の研究

- ・関係課の補助制度等を活用し移住された方を対象にアンケートや聴き取り調査を実施し、その結果を自治・地域振興課でとりまとめ、関係課で情報を共有し、各課又は関係課で支援策を研究

目的外利用

保有個人情報

登録票（諮問）

外部提供

課名 産業立地課

業務の名称	企業訪問記録作成業務	
利用又は提供する目的	本市の情報発信、移住希望者の相談対応及び体験受入れ、支援制度検討を行うに当たり、相談者、移住実践者、空き家、受入れ側の団体や市民に移住に関する調査を実施し、収集した情報を分析することで効果的に事業を実施するため (根拠法令：)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、住所、生年月日、電話番号、学歴、職種、勤務先、賦課情報、趣味	
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称	企画政策課、自治・地域振興課、農政課、産業政策課、産業立地課、建築住宅課
	業務の名称	移住定住対策業務
利用又は提供する期間	随時	

企業訪問記録作成業務の目的外利用について

1 業務の名称 企業訪問記録作成業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

当課職員が訪問し、ヒアリングした企業情報をデータベース化し、それをもとに直江津港の適切かつ戦略的なポートセールス並びに企業誘致活動を行う。

(2) 業務内容

- ・企業訪問等による企業活動の情報収集及び相談対応
- ・情報収集した企業情報のデータベース化

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、住所、生年月日、電話番号、学歴、職種、勤務先、賦課情報、趣味

4 利用又は提供できる理由

本人の同意があるため

5 利用又は提供する方法

閲覧、文書による通知・複写、コンピュータ処理等

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

移住定住対策業務

(2) 業務の概要

移住を検討している人への情報発信や相談対応、移住体験ツアーなど、関係人口の増加と移住の促進に向けた施策を実施する。

7 利用期日又は提供開始日

令和3年9月27日

若者等の活躍と将来のUターン促進の取組に関する業務の変更について

1 業務の名称 若者等の活躍と将来のUターン促進の取組に関する業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
利用又は提供する相手先	企画政策課、自治・地域振興課、農政課、産業政策課、 建築住宅課	企画政策課、自治・地域振興課、農政課、産業政策課、 <u>産業立地課</u> 、建築住宅課

3 変更理由

当市への移住を促進し定住へとつなげるよう、相談対応や支援制度の紹介等について、関係する課が連携して取り組む必要があり、サテライトオフィス等の開設支援に取り組む産業立地課を追加することにより、サテライトオフィス等の開設者や雇用者の移住定住を関係課が連携してサポートするため

4 変更期日

令和3年9月27日

5 業務の概要

(1) 実施目的

若者が気軽に参加しやすい交流会を開催し、まちづくりへの参画につなげていくなど、まちづくりを担う次世代の人材発掘・育成を促進することを目的とするとともに、当市の魅力を伝える映像を高校生と共に制作し、発信するなど、若い世代の「ふるさと上越市」に対する理解と愛着を深めることを目的とする。

また、市内在学の高校生並びに当市の出身で市外に居住する子育て世帯等に向け、SNS等を活用して当市の魅力や充実した子育て支援制度などを発信するなど、中長期的な観点からUターンについての関心が高まることを目的とする。

(2) 業務内容

若者向け交流会の開催、SNS登録促進等イベントの実施、当市の魅力等の情報発信、市と高校生・当市出身者とのつながりづくり

目的外利用

保有個人情報 登録票（変更）（諮問）
外部提供

課 名 産業政策課

業務の名称	上越市就労促進家賃補助金業務	
利用又は提供する目的	本市の情報発信、移住希望者の相談対応及び体験受入れ、支援制度検討を行うに当たり、相談者、移住実践者、空き家、受入れ側の団体や市民に移住に関する調査を実施し、収集した情報を分析することで効果的に事業を実施するため (根拠法令：)	
利用又は提供する保有個人情報 の 項目	氏名、住所、生年月日、電話番号、印影、勤務先、勤務状況、法的権利、賦課情報、滞納情報	
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称	企画政策課、自治・地域振興課、農政課、産業政策課、産業立地課、建築住宅課
	業務の名称	移住定住対策業務
利用又は提供する期間	随時	

上越市就労促進家賃補助金業務の変更について

1 業務の名称 上越市就労促進家賃補助金業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
利用又は提供する相手先	企画政策課、自治・地域振興課、農政課、産業政策課_____ __、建築住宅課	企画政策課、自治・地域振興課、農政課、産業政策課、 <u>産業立地課</u> 、建築住宅課

3 変更理由

当市への移住を促進し定住へとつなげるよう、相談対応や支援制度の紹介等について、関係する課が連携して取り組む必要があり、サテライトオフィス等の開設支援に取り組む産業立地課を追加することにより、サテライトオフィス等の開設者や雇用者の移住定住を関係課が連携してサポートするため

4 変更期日

令和3年9月27日

5 業務の概要

(1) 実施目的

市内の中小企業者等への就職及びU・I・Jターン等による若者の市内定住を促進する。

(2) 業務内容

U・I・Jターン等により市内の賃貸住宅に入居する人に対して、賃貸住宅の家賃の一部補助する。

目的外利用
 保有個人情報 登録票（変更）（諮問）
 外部提供

課 名 農政課

業務の名称	新規就農支援特別対策事業	
利用又は提供する目的	本市の情報発信、移住希望者の相談対応及び体験受入れ、支援制度検討を行うに当たり、相談者、移住実践者、空き家、受入れ側の団体や市民に移住に関する調査を実施し、収集した情報を分析することで効果的に事業を実施するため (根拠法令：)	
利用又は提供する保有個人情報項目	氏名、性別、住所、生年月日、続柄、学歴、職歴、資格、収入情報、家族構成	
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称	企画政策課、自治・地域振興課、農政課、産業政策課、産業立地課、建築住宅課
	業務の名称	移住定住対策業務
利用又は提供する期間	随時	

新規就農支援特別対策事業の変更について

1 業務の名称 新規就農支援特別対策事業

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
利用又は提供する相手先	企画政策課、自治・地域振興課、 農政課、産業政策課 __、建築住宅課	企画政策課、自治・地域振興課、 農政課、産業政策課、 <u>産業立地</u> <u>課</u> 、建築住宅課

3 変更理由

当市への移住を促進し定住へとつなげるよう、相談対応や支援制度の紹介等について、関係する課が連携して取り組む必要があり、サテライトオフィス等の開設支援に取り組む産業立地課を追加することにより、サテライトオフィス等の開設者や雇用者の移住定住を関係課が連携してサポートするため

4 変更期日

令和3年9月27日

5 業務の概要

(1) 実施目的

新たな農業の担い手を確保し、地域農業の振興を図る。

(2) 業務内容

新規就農者や就農に向け研修を受ける人に対し、補助金交付等の支援を行う。

目的外利用
 保有個人情報 登録票（変更）（諮問）
 外部提供

課 名 建築住宅課

業務の名称	空き家等対策業務	
利用又は提供する目的	本市の情報発信、移住希望者の相談対応及び体験受入れ、支援制度検討を行うに当たり、相談者、移住実践者、空き家、受入れ側の団体や市民に移住に関する調査を実施し、収集した情報を分析することで効果的に事業を実施するため (根拠法令：)	
利用又は提供する保有個人情報項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、続柄、人的関係、後見情報、勤務先、相談内容、土地情報、建物情報、法的権利、施工情報、賦課情報、滞納情報	
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称	企画政策課、自治・地域振興課、農政課、産業政策課、産業立地課、建築住宅課
	業務の名称	移住定住対策業務
利用又は提供する期間	随時	

空き家等対策業務の変更について

1 業務の名称 空き家等対策業務

2 変更箇所

変更箇所	変 更 前	変 更 後
利用又は提供する相手先	企画政策課、自治・地域振興課、農政課、産業政策課_____、建築住宅課	企画政策課、自治・地域振興課、農政課、産業政策課、 <u>産業立地課</u> 、建築住宅課

3 変更理由

当市への移住を促進し定住へとつなげるよう、相談対応や支援制度の紹介等について、関係する課が連携して取り組む必要があり、サテライトオフィス等の開設支援に取り組む産業立地課を追加することにより、サテライトオフィス等の開設者や雇用者の移住定住を関係課が連携してサポートするため

4 変更期日

令和3年9月27日

5 業務の概要

(1) 実施目的

空き家等の適切な管理及び活用促進を図ることにより、防災、防犯、衛生、景観等の市民の生活環境を保全する。

(2) 業務内容

空き家等の所有者等を把握し、その適切な管理及び活用促進がなされるよう必要な施策を実施する。

目的外利用

保有個人情報 登録票（諮問）

外部提供

課名 企画政策課、自治・地域振興課、農政課、産業政策課、産業立地課、建築住宅課

業務の名称	移住定住対策業務	
利用又は提供 する目的	移住定住対策業務において関係課で共有した移住者等の情報を企業誘致活動に活用するため (根拠法令：)	
利用又は提供 する保有個人 情報の項目	氏名、住所、生年月日、電話番号、学歴、職種、勤務先、賦課情報、趣味	
利用又は提供 する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供 する相手先	名称	産業立地課
	業務の名称	企業訪問記録作成業務
利用又は提供 する期間	随時	

移住定住対策業務の目的外利用について

1 業務の名称 移住定住対策業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

移住定住対策業務の実施に当たり、当市の情報発信、移住希望者の相談対応及び体験受入れ、支援制度検討について、相談者、移住実践者、空き家、受入れ側の団体や市民の情報を関係課が共有し、効果的に事業を実施する。

(2) 業務内容

移住を検討している人への情報発信や相談対応、移住体験ツアーなど、関係人口の増加と移住の促進に向けた施策を実施する。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、住所、生年月日、電話番号、学歴、職種、勤務先、賦課情報、趣味

4 利用又は提供できる理由

本人の同意があるため

5 利用又は提供する方法

閲覧、文書による通知・複写、コンピュータ処理等

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

企業訪問記録作成業務

(2) 業務の概要

企業訪問等による企業活動の情報収集及び相談対応や情報収集した企業情報のデータベース化を行い、直江津港の適切かつ戦略的なポートセールス並びに企業誘致活動を行う。

7 利用期日又は提供開始日

令和3年9月27日

目的外利用

保有個人情報 登録票（諮問）
外部提供

課 名 企画政策課、自治・地域振興課、農政課、産業政策課、産業立地課、建築住宅課

業務の名称	移住定住対策業務	
利用又は提供 する目的	移住定住対策業務において関係課で共有した移住者等の情報を、若者等を対象とした取組への参加促進に利用し、市と高校生・当市出身者とのつながりづくりに取り組むため (根拠法令：)	
利用又は提供 する保有個人 情報の項目	氏名、性別、居住区域、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、容姿、学校名、学歴、勤務先、意見	
利用又は提供 する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供 する相手先	名称	企画政策課
	業務の名称	若者等の活躍と将来のUターン促進の取組に関する業務
利用又は提供 する期間	随時	

移住定住対策業務の目的外利用について

1 業務の名称 移住定住対策業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

移住定住対策業務の実施に当たり、当市の情報発信、移住希望者の相談対応及び体験受入れ、支援制度検討について、相談者、移住実践者、空き家、受入れ側の団体や市民の情報を関係課が共有し、効果的に事業を実施する。

(2) 業務内容

移住を検討している人への情報発信や相談対応、移住体験ツアーなど、関係人口の増加と移住の促進に向けた施策を実施する。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、性別、居住区域、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、容姿、学校名、学歴、勤務先、意見

4 利用又は提供できる理由

本人の同意があるため

5 利用又は提供する方法

閲覧、文書による通知・複写、コンピュータ処理等

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

若者等の活躍と将来のUターン促進の取組に関する業務

(2) 業務の概要

若者向け交流会の開催、SNS登録促進等イベントの実施、当市の魅力等の情報発信、市と高校生・当市出身者とのつながりづくりに取り組む。

7 利用期日又は提供開始日

令和3年9月27日

目的外利用

保有個人情報

登録票（諮問）

外部提供

課 名 企画政策課、自治・地域振興課、農政課、産業政策課、産業立地課、建築住宅課

業務の名称	移住定住対策業務	
利用又は提供する目的	移住定住対策業務において関係課で共有した移住者等の情報を、U・I・Jターンにより市内の賃貸住宅に入居する人を対象とした家賃補助制度の活用 に利用し、市内の中小企業者等への就職及びU・I・Jターンによる若者の市内定住を促進するため (根拠法令：)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、住所、生年月日、電話番号、印影、勤務先、勤務状況、法的権利、賦課情報、滞納情報	
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称	産業政策課
	業務の名称	上越市就労促進家賃補助金業務
利用又は提供する期間	随時	

移住定住対策業務の目的外利用について

1 業務の名称 移住定住対策業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

移住定住対策業務の実施に当たり、当市の情報発信、移住希望者の相談対応及び体験受入れ、支援制度検討について、相談者、移住実践者、空き家、受入れ側の団体や市民の情報を関係課が共有し、効果的に事業を実施する。

(2) 業務内容

移住を検討している人への情報発信や相談対応、移住体験ツアーなど、関係人口の増加と移住の促進に向けた施策を実施する。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、住所、生年月日、電話番号、印影、勤務先、勤務状況、法的権利、賦課情報、滞納情報

4 利用又は提供できる理由

本人の同意があるため

5 利用又は提供する方法

閲覧、文書による通知・複写、コンピュータ処理等

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

上越市就労促進家賃補助金業務

(2) 業務の概要

U・I・Jターン等により市内の賃貸住宅に入居する人に対して、賃貸住宅の家賃の一部を補助し、市内の中小企業者等への就職及びU・I・Jターン等による若者の市内定住を促進する。

7 利用期日又は提供開始日

令和3年9月27日

目的外利用

保有個人情報

登録票（諮問）

外部提供

課名 企画政策課、自治・地域振興課、農政課、産業政策課、産業立地課、建築住宅課

業務の名称	移住定住対策業務	
利用又は提供する目的	移住定住対策業務において関係課で共有した移住者等の情報を、新規就農や就農に向けた研修、各種補助制度等の活用にご利用し、新たな農業担い手の確保を図るため (根拠法令：)	
利用又は提供する保有個人情報項目	氏名、性別、住所、生年月日、続柄、学歴、職歴、資格、収入情報、家族構成	
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称	農政課
	業務の名称	新規就農支援特別対策事業
利用又は提供する期間	随時	

移住定住対策業務の目的外利用について

1 業務の名称 移住定住対策業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

移住定住対策業務の実施に当たり、当市の情報発信、移住希望者の相談対応及び体験受入れ、支援制度検討について、相談者、移住実践者、空き家、受入れ側の団体や市民の情報を関係課が共有し、効果的に事業を実施する。

(2) 業務内容

移住を検討している人への情報発信や相談対応、移住体験ツアーなど、関係人口の増加と移住の促進に向けた施策を実施する。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、性別、住所、生年月日、続柄、学歴、職歴、資格、収入情報、家族構成

4 利用又は提供できる理由

本人の同意があるため

5 利用又は提供する方法

閲覧、文書による通知・複写、コンピュータ処理等

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

新規就農支援特別対策事業

(2) 業務の概要

新たな農業担い手を確保し、地域農業の振興を図るため、新規就農者や就農に向けた研修を受ける人に対し、補助金交付等の支援を行う。

7 利用期日又は提供開始日

令和3年9月27日

目的外利用

保有個人情報 登録票（諮問）

外部提供

課名 企画政策課、自治・地域振興課、農政課、産業政策課、産業立地課、建築住宅課

業務の名称	移住定住対策業務	
利用又は提供する目的	移住定住対策業務において関係課で共有した移住者等の情報を、空き家等の適切な管理及び活用に利用し、防災、防犯、衛生、景観等の市民の生活環境を保全するもの (根拠法令：)	
利用又は提供する保有個人情報項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、続柄、人的関係、後見情報、勤務先、相談内容、土地情報、建物情報、法的権利、施工情報、賦課情報、滞納情報	
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称	建築住宅課
	業務の名称	空き家等対策業務
利用又は提供する期間	随時	

移住定住対策業務の目的外利用について

1 業務の名称 移住定住対策業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

移住定住対策業務の実施に当たり、当市の情報発信、移住希望者の相談対応及び体験受入れ、支援制度検討について、相談者、移住実践者、空き家、受入れ側の団体や市民の情報を関係課が共有し、効果的に事業を実施する。

(2) 業務内容

移住を検討している人への情報発信や相談対応、移住体験ツアーなど、関係人口の増加と移住の促進に向けた施策を実施する。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、続柄、人的関係、後見情報、勤務先、相談内容、土地情報、建物情報、法的権利、施工情報、賦課情報、滞納情報

4 利用又は提供できる理由

本人の同意があるため

5 利用又は提供する方法

閲覧、文書による通知・複写、コンピュータ処理等

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

空き家等対策業務

(2) 業務の概要

空き家等の適切な管理及び活用促進を図ることにより、防災、防犯、衛生、景観等の市民の生活環境を保全する。

7 利用期日又は提供開始日

令和3年9月27日

目的外利用
 保有個人情報 登録票（変更）（諮問）
 外部提供

課 名 企画政策課、自治・地域振興課、農政課、産業政策課、産業立地課、建築住宅課

業務の名称	移住定住対策業務	
利用又は提供 する目的	本市の情報発信、移住希望者の相談対応及び体験受入れ、支援制度検討を行うに当たり、相談者、移住実践者、空き家、受入れ側の団体や市民に移住に関する調査を実施し、収集した情報を分析することで効果的に事業を実施するため (根拠法令：)	
利用又は提供 する保有個人 情報の項目	氏名、性別、居住区域、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、容姿、続柄、人的関係、学校名、学歴、職歴、勤務先、勤務状況、資格、理由又は目的、感想、意見、相談内容、土地情報、建物情報、財産価額、生活習慣、家族構成、生活状況、趣味、活動内容、交通機関の利用状況	
利用又は提供 する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ 電子メール、ホームページ、電話 ）	
利用又は提供 する相手先	名称	相談者、市民、町内会、新潟県、ハローワーク、農事法人等関係機関、体験受入団体
	業務の名称	情報発信、相談対応、体験受入れ、定住促進に関する各業務
利用又は提供 する期間	随時	

移住定住対策業務の変更について

1 業務の名称 移住定住対策業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
所属	企画政策課、自治・地域振興課、農政課、産業政策課、 <u> </u> 、建築住宅課	企画政策課、自治・地域振興課、農政課、産業政策課、 <u>産業立地課</u> 、建築住宅課

3 変更理由

当市への移住を促進し定住へとつなげるよう、相談対応や支援制度の紹介等について、関係する課が連携して取り組む必要があり、サテライトオフィス等の開設支援に取り組む産業立地課を追加することにより、サテライトオフィス等の開設者や雇用者の移住定住を関係課が連携してサポートするもの

4 変更期日

令和3年9月27日

5 業務の概要

(1) 実施目的

地域に新たな活力を生み出す人材の当市への流入と定着を図るため、関係人口の増加を図りU I Jターンを促進する。

(2) 業務内容

移住を検討している人への情報発信や相談対応、移住体験ツアーなど、関係人口の増加と移住の促進に向けた施策を実施する。

目的外利用

保有個人情報

登録票（諮問）

外部提供

課 名 収納課

業務の名称	納税者管理業務	
利用又は提供 する目的	補助金交付要件の審査のため (根拠法令：)	
利用又は提供 する保有個人 情報の項目	氏名、住所、滞納情報	
利用又は提供 する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供 する相手先	名称	産業立地課
	業務の名称	補助金等支給業務（大連日本商品展覧会出展事業）
利用又は提供 する期間	令和3年10月1日から業務終了まで	

【納税者管理業務の目的外利用について】

当市における技術、製品、工芸品その他事業の海外への新規開拓や販路拡大を推進することを目的として、市内企業に対し、中国・大連市で開催される「大連日本商品展覧会」への出展を支援していた。今後は個人の出展も予想されることから、補助金の支給条件である納税情報を収集し、確認できるようにするため、今回登録するもの

納税者管理業務の目的外利用について

- 1 業務の名称 納税者管理業務
- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
市税等の納税及び滞納状況を管理するため
 - (2) 業務内容
市税等の納税及び滞納状況を管理する。
- 3 利用又は提供する個人情報の項目
氏名、住所、滞納情報
- 4 利用又は提供できる理由
本人の同意があるため
- 5 利用又は提供する方法
閲覧、文書による通知、複写
- 6 利用又は提供する相手先の業務の概要について
 - (1) 業務の名称
補助金等支給業務（大連日本商品展覧会出展事業）
 - (2) 業務の概要
展覧会出展に係る連絡、情報収集及び出展企業に対して出展に係る経費の一部を補助する。
- 7 利用期日又は提供開始日
令和3年10月1日